

ヘリコプターによる災害映像情報の提供に関する協定書

国土交通省東北地方整備局長(以下「甲」という。)と山形県知事(以下「乙」という。)は、甲が所有するヘリコプターによる災害等に関する映像情報(以下「映像情報」という。)の提供に関して、次のとおり協定する。

第1条 目的

この協定は、甲が所有する映像情報を乙に提供し、乙が提供された映像情報を活用することにより、被害等の予防、迅速な避難活動に役立てることを目的とする。

第2条 提供する映像情報

甲が提供する映像情報は、次のとおりとする。

- (1) 甲の管内の山形県内で自然災害等が発生し、若しくは発生する恐れがあるとき、又は乙の要請により甲が必要と認めたときに、甲より乙に提供するものとする。

第3条 費用負担

費用負担については、以下のとおりとする。

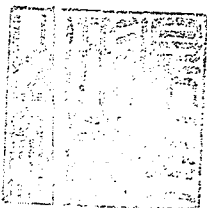
- (1) 甲の敷地内に設置する機器の費用は甲の負担とする。
- (2) 乙の敷地内に設置する機器の費用は乙の負担とする。
- (3) 維持管理・機器の更新等については別に定めるものとする。

第4条 映像情報の他への提供禁止

乙は、提供を受けた映像情報を甲の許可なしに他の者に提供してはならない。

第5条 協議事項

この協定書に記載がない事項が発生した場合は、甲及び乙は協議の上決定するものとする。



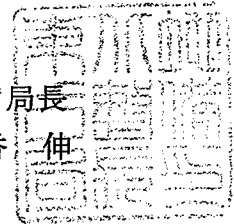
第6条 有効期限

この協定の有効期間は、平成20年 3月31日までとする。甲、乙いずれも本協定の改廃について申し出がないときは、さらに1年間継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。

以上、協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が各自その1通を保有するものとする。

平成19年 3月 13日

甲 国土交通省 東北地方整備局長
坪香 伸



乙 山形県知事

齋藤 弘

